昇降路の各部名称と注意点

●下図は各部名称説明のために木造を例として示します。詳しくは各構造別のページをご参照ください。

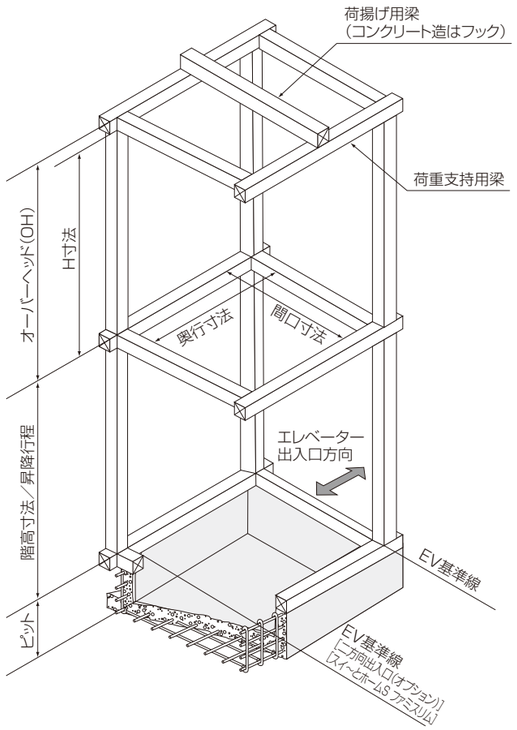

オーバーヘッド(OH)

最上階床仕上面(FL)から昇降路天井または、荷揚げ用梁(コンクリート造は荷揚げ用フック)の下端までの垂直寸法を指します。オーバーヘッドが確保されない場合は返し車などの機器が天井と干渉し、エレベーターを設置することができません。

※昇降路の天井をボードなどで塞いでください。ボード貼り位置は、頂部の荷重支持梁より上方とし、機器の妨げにならないようにしてください。

H寸法

最上階床仕上面(FL)から頂部の機器・レール固定点までの垂直寸法を指します。H寸法の許容範囲を超える場合には、指定寸法内に荷重支持用の梁や壁などの構造物を設けてください。

※設置位置など詳しくは当社までお問い合わせください。

荷重支持用梁(木造・鉄骨造の場合)・壁(コンクリート造の場合)

警告　エレベーターの建築負荷荷重に耐える構造としてください。十分な強度がないと、エレベーターが損傷し重大な事故が起こる原因となります。

昇降路の頂部および各階の床部で機器を固定します。固定点には指定される梁や壁などの構造物がないとエレベーターを設置することができません。

昇降路有効寸法

有効寸法は機器の設置のための平面寸法を指します。昇降路内のボードや耐火被覆、およびピット内にフーチンや柱脚、防水仕上げなどがある場合には、その内側から有効寸法を確保してください。

※各階で有効寸法が異なる場合は、最小の間口寸法および奥行寸法が昇降路の有効寸法となります。

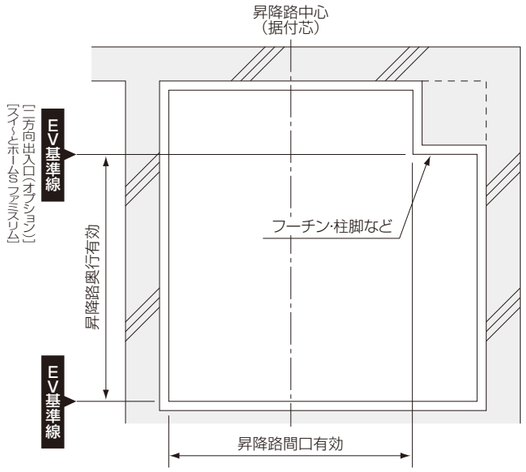

EV基準線

機器を設置するための昇降路内の基準面を指します。ピット底面から頂部まで水平・垂直に設計してください。

※「二方向出入口(オプション)」および「スイ～とホームS ファミスリム」のEV基準線は2ヵ所あります。

昇降行程

最下階床仕上面(FL)から最上階床仕上面(FL)までの垂直寸法を指します。

※ 1階から3階まで昇降するエレベーターの昇降行程は、1階と2階の階高の合計となります。
※ 階間は9.3m以下としてください。詳しくは当社までお問い合わせください。
※ 昇降行程7mを超える場合は、「地震セット(オプション)」* が必要となります。
　*「スイ～とモアS モアグランデ」は「P波センサー付地震時管制運転(オプション)」、「スイ～とモアS モアプラス、スイ～とメゾン Rプラス」は「P波センサー付地震時管制運転(オプション)」と「音声アナウンス(オプション)」が必要となります。
※ 「スイ～とホームS ファミスリム」の昇降行程は6.6m以下(最大3停止)となります。

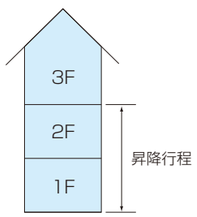

階高寸法

階高は許容範囲内で設計してください。最小寸法に満たない場合は、エレベーターを設置することができません。また、最大寸法を超える場合は、その階高の中間部にエレベーターの建築負荷荷重を受けるための梁や壁などの構造物を設けてください。(最小寸法であっても穴あけ高さ寸法を確保できないとエレベーターの設置ができません。)

※設置位置など詳しくは当社までお問い合わせください。

荷揚げ用梁・フックの設置

警告　梁やフック、および建物の強度は吊荷重に耐える構造としてください。
十分な強度がないと、エレベーターが損傷し重大な事故が起こる原因となります。

エレベーターの取付工事に使用します。荷揚げ用梁・フックの下端で最小寸法2400mm(「スイ～とホームS DXアバンティ」は2450mm、「スイ～とモアS モアグランデ」および出入口・天井高さ100mmUP(オプション)適用の場合は2500mm)を確保し、吊荷重4900N(500kg)に耐える梁やフックを設置してください。
また、設置高さを確保できない場合は取外し可能な梁を設けてください。

●木造の場合

注意　荷揚げ用梁(120×120以上)の上端から昇降路頂部までのすき間を50mm以上確保してください。

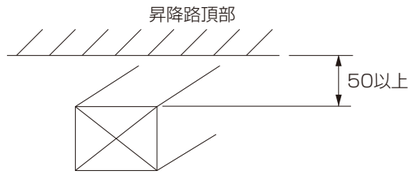

●鉄骨造の場合

注意　荷揚げ用梁の上端から昇降路頂部までのすき間を50mm以上確保してください。

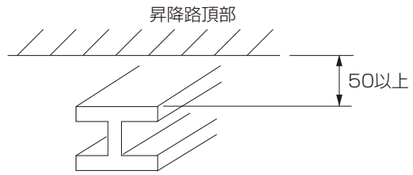

●コンクリート造の場合

注意　荷揚げ用フックは、鉄筋φ13以上のものを使用し、下図のようにスラブに巻き込んで施工してください。

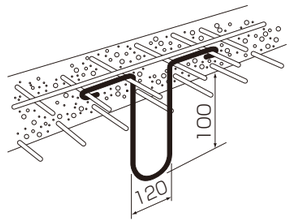

注意　**荷揚げ用フックの取付位置**

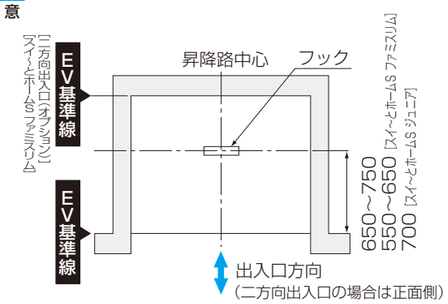

煙感知器点検口の設置

警告　煙感知器の点検口を設置する場合は、「点検口スイッチ(オプション)」が必要となります。
詳しくは当社までお問い合わせください。

昇降路頂部に煙感知器などを設置する場合は、煙感知器などがエレベーターの運行に支障なく保守点検できる構造としてください。(詳しくは77ページを参照ください)

昇降路内の梁・突出物

警告　昇降路内に、梁などの突出物が出ないようにしてください。
やむを得ず突出物が出てくる場合には、建築側で突出物の面に合わせて、壁等の間仕切りを設けてください。

昇降路内の配管・配線

警告　昇降路内にはエレベーターに使用する電源線・電話線以外に他の電線や配管などを設けることはできません。(建築基準法施行令による)

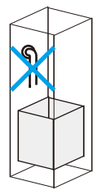

ピットの築造

ピットとは、最下階床仕上面（FL）から昇降路底面までの部分を指し、アンカーボルトで巻上機やガイドレールを設置します。以下の点にご注意ください。

- ●コンクリート設計基準強度は21N/mm²以上としてください。
- ●鉄筋入りのコンクリートの立上がりを施工してください。（厚さ120mm以上）
- ●ピット内に漏水などの恐れがある場合は、防水仕上げをしてください。（厚さ20mm以内）
- ●ピット内には換気口、排水口などを設けないでください。（建築基準法施行令による）
- ●コンクリートブロックではエレベーターのレール固定ができないため、使用しないでください。
- ●ピット床下部を通路や居室として使用する際はピット床を二重スラブとしてください。（建築基準法施行令による）
- ●ピット床には配管等を埋め込まないでください。

荷重支持用梁に耐火被覆を設ける場合

エレベーター固定用のファスナープレートは、エレベーター固定部を残して施工してください。

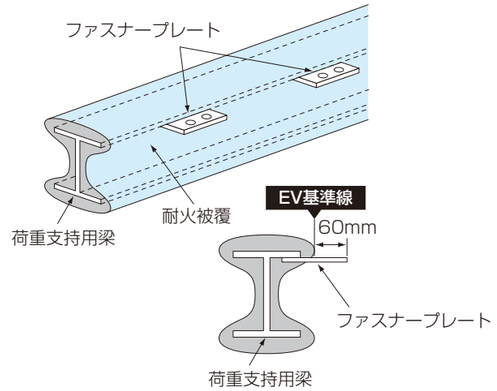

二方向出入口（オプション）※1の注意点

前後二方向に出入口を設けるオプションです。
以下の点にご注意ください。

停止数	最大5箇所（正面側・背面側の合計）※2
最小ピット深さ	750mm
昇降行程	10m※4
最小階高※3	最下階　180mm
	中間階　300mm

※1「スイ～とホームS ファミスリム、スイ～とホームS ジュニア」「スイ～とモアS モアグランデ」「スイ～とメゾン R プラス」は対象外です。
※2 正面側とは最上階の乗場がある出入口側を示し、背面側は反対の出入口側を示します。また同一階での二方向出入口は対応できません。
※3 2停止及び出入口方向が上下階で同じ場合は 2400mm（遮煙乗場ドア適用の場合は 2450mm）必要です。
※4 階間は 9.3m 以下としてください。
詳しくは当社までお問い合わせください。

警告 エレベーターの建築負荷荷重に耐える構造としてください。十分な強度がないと、エレベーターが損傷し重大な事故が起こる原因となります。

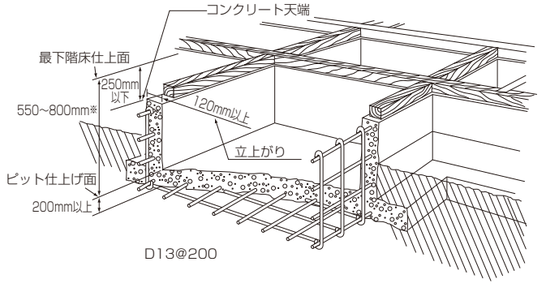

※防水仕上げの場合は防水仕上げ面から最下階床仕上面までの距離になります。
「スイ～とメゾン Rプラス」は800～1000mm。

ルームの床先と昇降路の壁とのすき間

ルームの床先（敷居の先端）と昇降路の壁との水平距離は125mm以下にする必要があります。非停止階がある場合などについては下図のように壁の打ち増し、または鋼板貼りを行ってください。（建築基準法施行令による）

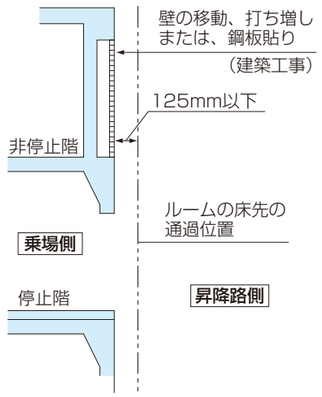

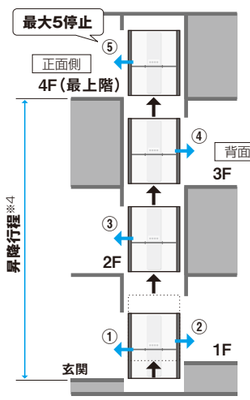

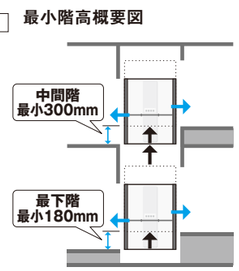

乗場枠固定用下地材の設置

●二方向出入口（オプション）※1の背面側の乗場

背面側の乗場枠の固定には、昇降路左右の壁に固定のための下地材を施工してください。

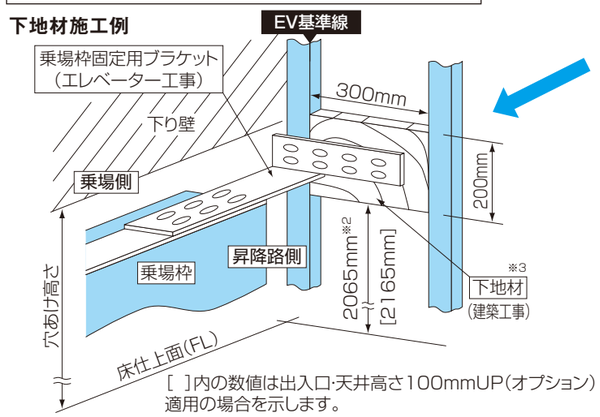

[ ]内の数値は出入口・天井高さ100mmUP（オプション）適用の場合を示します。

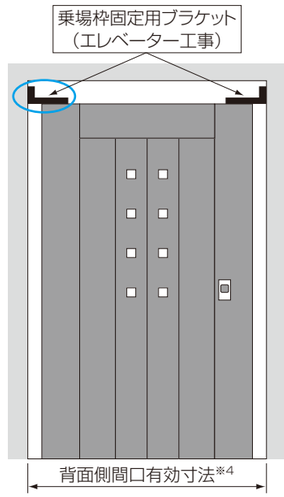

〈背面側乗場〉

※1「スイ～とホームS ファミスリム、スイ～とホームS ジュニア」「スイ～とモアS モアグランデ」「スイ～とメゾン Rプラス」は対象外です。
※2 遮煙乗場ドア適用の場合は2110mm[2210mm]。
※3 下地材の材質は現地一任とします。
※4 間口有効寸法範囲内としてください。

●「スイ～とホームS ファミスリム」の乗場

「スイ～とホームS ファミスリム」の乗場枠の固定には、昇降路左右の壁に固定のための下地材を施工してください。

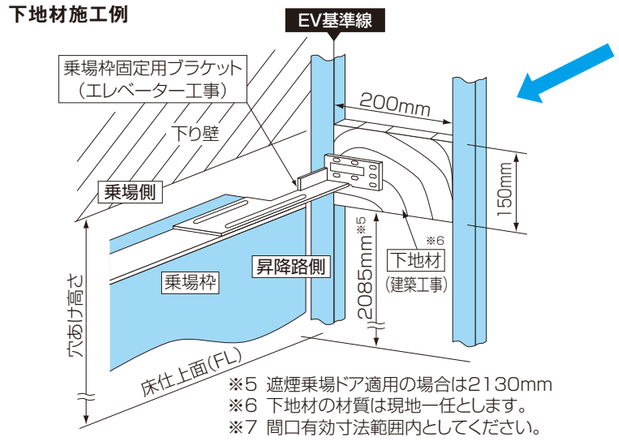

※5 遮煙乗場ドア適用の場合は2130mm
※6 下地材の材質は現地一任とします。
※7 間口有効寸法範囲内としてください。

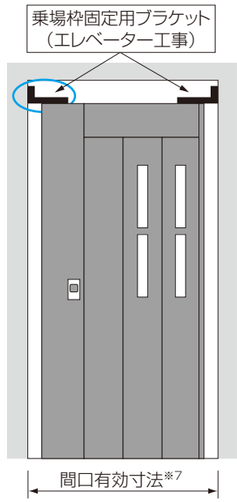

●下地材への建築負荷荷重

下図の荷重に耐える下地材としてください。

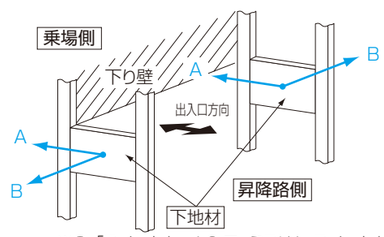

[二方向出入口（オプション）※8の背面側の乗場]　[単位:N]

	乗　場	A	B
荷重	中間階	±248	496
	最下階	±294	588

[スイ～とホームS ファミスリムの乗場]　[単位:N]

	乗　場	A	B
荷重	最上階・中間階	±216	432
	最下階	±255	510

※8「スイ～とホームS ファミスリム、スイ～とホームS ジュニア」「スイ～とモアS モアグランデ」「スイ～とメゾン Rプラス」は対象外です。

昇降路の各部名称と注意点

●下図は各部名称説明のために木造を例として示します。詳しくは各構造別のページをご参照ください。

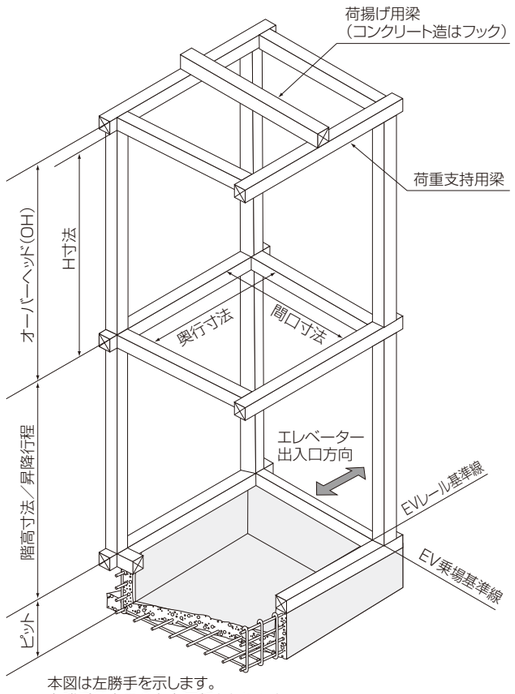

本図は左勝手を示します。
右勝手は本図の左右反転となります。

オーバーヘッド(OH)

最上階床仕上面(FL)から昇降路天井または、荷揚げ用梁(コンクリート造は荷揚げ用フック)の下端までの垂直寸法を指します。オーバーヘッドが確保されない場合は巻上機などの機器が天井と干渉し、エレベーターを設置することができません。

※昇降路の天井をボードなどで塞いでください。ボード貼り位置は、頂部の荷重支持梁より上方とし、機器の妨げにならないようにしてください。

H寸法

最上階床仕上面(FL)から頂部の機器・レール固定点までの垂直寸法を指します。H寸法の許容範囲を超える場合には、指定寸法内に荷重支持用の梁や壁などの構造物を設けてください。

※設置位置など詳しくは当社までお問い合わせください。

荷重支持用梁(木造・鉄骨造の場合)・壁(コンクリート造の場合)

警告 エレベーターの建築負荷荷重に耐える構造としてください。十分な強度がないと、エレベーターが損傷し重大な事故が起こる原因となります。

昇降路の頂部および各階の床部で機器を固定します。固定点には指定される梁や壁などの構造物がないとエレベーターを設置することができません。

昇降路有効寸法

有効寸法は機器の設置のための平面寸法を指します。昇降路内のボードや耐火被覆、およびピット内にフーチンや柱脚、防水仕上げなどがある場合には、その内側から有効寸法を確保してください。

※各階で有効寸法が異なる場合は、最小の間口寸法および奥行寸法が昇降路の有効寸法となります。

EV乗場基準線

乗場枠を設置するための昇降路内の基準面を指します。ピット底面から頂部まで水平・垂直に設計してください。

EVレール基準線

ガイドレールを設置するための昇降路内の基準面を指します。ピット底面から頂部まで水平・垂直に設計してください。

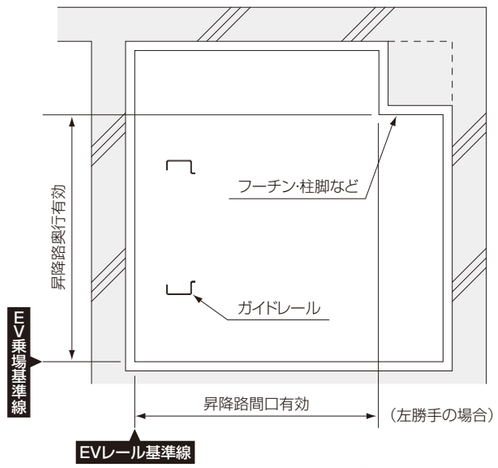

昇降行程

最下階床仕上面(FL)から最上階床仕上面(FL)までの垂直寸法を指します。

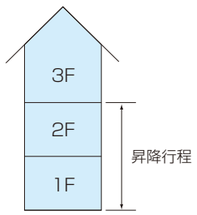

※ 1階から3階まで昇降するエレベーターの昇降行程は、1階と2階の階高の合計となります。
※ 昇降行程7mを超える場合は、「P波センサー付地震時管制運転(オプション)」および「音声アナウンス(オプション)」が必要となります。
※ 階間は10m以下としてください。詳しくは当社までお問い合わせください。

階高寸法

階高は許容範囲内で設計してください。最小寸法に満たない場合は、エレベーターを設置することができません。また、最大寸法を超える場合は、その階高の中間部にエレベーターの建築負荷荷重を受けるための梁や壁などの構造物を設けてください。(最小寸法であっても穴あけ高さ寸法を確保できないとエレベーターの設置ができません。)
※設置位置など詳しくは当社までお問い合わせください。

荷揚げ用梁・フックの設置

警告 梁やフック、および建物の強度は吊荷重に耐える構造としてください。
十分な強度がないと、エレベーターが損傷し重大な事故が起こる原因となります。

エレベーターの取付工事に使用します。荷揚げ用梁・フックの下端で最小寸法2750mmを確保し、吊荷重4900N(500kg)に耐える梁やフックを設置してください。
また、設置高さを確保できない場合は取外し可能な梁を設けてください。

●木造の場合

注意 荷揚げ用梁(120×120以上)の上端から昇降路頂部までのすき間を50mm以上確保してください。

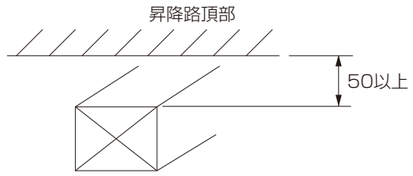

●鉄骨造の場合

注意 荷揚げ用梁の上端から昇降路頂部までのすき間を50mm以上確保してください。

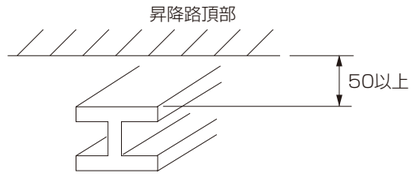

●コンクリート造の場合

注意 荷揚げ用フックは、鉄筋φ13以上のものを使用し、下図のようにスラブに巻き込んで施工してください。

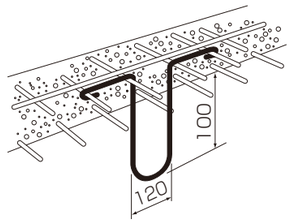

荷揚げ用フックの取付位置

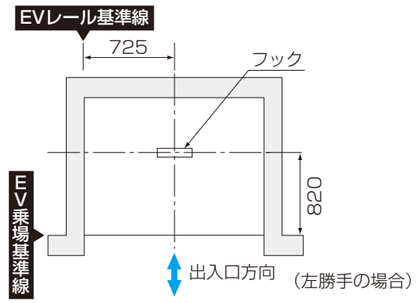

煙感知器点検口の設置

警告 煙感知器の点検口を設置する場合は、「点検口スイッチ(オプション)」が必要となります。
詳しくは当社までお問い合わせください。

昇降路頂部に煙感知器などを設置する場合は、煙感知器などがエレベーターの運行に支障なく保守点検できる構造としてください。(詳しくは77ページを参照ください)

昇降路内の梁・突出物

警告 昇降路内に、梁などの突出物が出ないようにしてください。
やむを得ず突出物が出てくる場合には、建築側で突出物の面に合わせて、壁等の間仕切りを設けてください。

昇降路内の配管・配線

警告 昇降路内にはエレベーターに使用する電源線・電話線以外に他の電線や配管などを設けることはできません。(建築基準法施行令による)

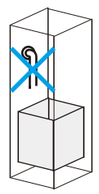

建築設計・施工上のご注意 スイ～とメゾン Rメート

ピットの築造

ピットとは、最下階床仕上面（FL）から昇降路底面までの部分を指し、アンカーボルトでガイドレールや緩衝器を設置します。以下の点にご注意ください。

- ●コンクリート設計基準強度は21N/mm²以上としてください。
- ●鉄筋入りのコンクリートの立上がりを施工してください。（厚さ120mm以上）
- ●ピット内に漏水などの恐れがある場合は、防水仕上げをしてください。（厚さ20mm以内）
- ●ピット内には換気口、排水口などを設けないでください。（建築基準法施行令による）
- ●コンクリートブロックではエレベーターのレール固定ができないため、使用しないでください。
- ●ピット床下部を通路や居室として使用することはできません。（建築基準法施行令による）
- ●ピット床には配管等を埋め込まないでください。

警告　エレベーターの建築負荷荷重に耐える構造としてください。十分な強度がないと、エレベーターが損傷し重大な事故が起こる原因となります。

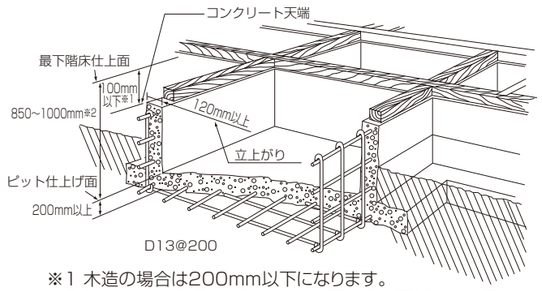

※1 木造の場合は200mm以下になります。
※2 防水仕上げの場合は防水仕上げ面から最下階床仕上面までの距離になります。

荷重支持用梁に耐火被覆を設ける場合

エレベーター固定用のプレートは、エレベーター固定部を残して施工してください。

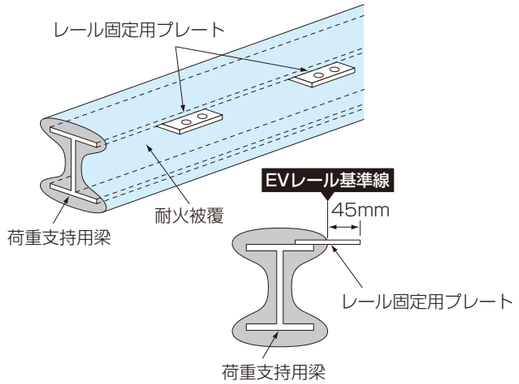

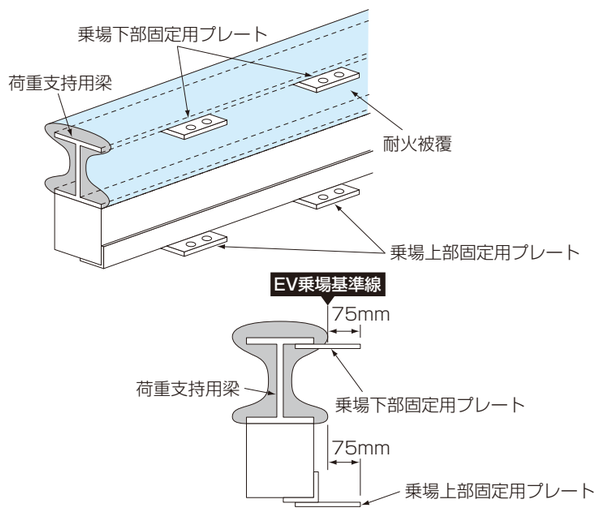

メ モ